

令和6年度 特許権取得費助成 募集要項

1 事業内容

区内企業の国内における特許権の新規取得に要する経費の一部を助成します。

2 助成額

最大20万円（助成率2/3）（1,000円未満切捨て）

3 申請期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

※午後5時必着

4 申請要件

次の（1）～（8）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （1）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。）
- （2）品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。（基準日：申請締切日）
- （3）みなし大企業でないこと。なお、みなし大企業とは次の①～④に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - ① 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している企業。
 - ② 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している企業。
 - ③ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業。
 - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- （4）法人事業税、法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び住民税）等を滞納していないこと。
- （5）品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- （6）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象でないこと。
- （7）品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。
- （8）本申請と同一テーマ・内容で他の公的機関から助成を受けていないこと。

5 助成対象経費

次に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 国内における特許権の新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、登録料)のうち、令和6年4月から令和7年3月までの期間に支払が完了するもの
- (2) 請求書・領収書等により経費支払が確認できること

6 助成対象外経費

- (1) 新製品・新技術開発費助成、ソフトウェア開発費助成の助成対象となった案件で助成対象経費として申請している特許権導入費用については、当助成事業の対象外となります。
- (2) 弁理士費用のうち源泉徴収所得税については、助成対象外となります。
- (3) 特許権の維持費は助成対象外となります。
- (4) 特許権の先行調査費用は助成対象外となります。
- (5) 特許協力条約 (PCT:Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願に係る経費は対象外となります。ただし日本国内に移行し、国内特許出願に係る経費は対象経費となります。
- (6) 商標権・意匠権・実用新案権の取得等に係る費用
- (7) 対象期間中(令和6年4月から令和7年3月まで)に支払いがあるものでも、同期間中に特許庁への願書等の提出および受領書等が出ない場合は、当該経費は対象外となります。(例：出願および審査請求にかかる経費を弁理士へ令和6年4月から令和7年3月の期間中に先支払いし、特許願の出願を完了させたが、審査請求は期間中に至らなかった・行わなかった場合は、審査請求にかかる経費部分は対象外となります。)

7 申請にあたって

(1) 申請方法

申請については、下記のとおり品川区電子申請サービスで受け付けます。

- ①地域産業振興課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」内の品川区電子申請サービスリンクより、電子申請をして下さい。申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

・申請用 URL

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2026

- ②電子申請の際の入力項目

ア) 【法人】 法人名

【個人】 個人名

イ) 【法人】 法人番号および代表者肩書・氏名

【個人】 屋号

ウ) 郵便番号

エ) 住所 (市区町村・番地・マンション名等)

- オ) 助成対象経費額
- カ) 助成金交付申請額
- キ) 創業年月
- ク) 品川に主たる事業所を設置した年月
- ケ) 業種
- コ) 事業内容
- サ) 取扱品目
- シ) 従業員数
- ス) 資本金（法人の場合のみ）
- セ) 担当者の氏名および所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）

※入力項目は変更になる場合があります。

③アップロードいただく書類

※法人の場合は申請企業の代表者または従業員、個人の場合は事業主本人もしくはその家族の方がご申請をお願いいたします。やむを得ない理由により、第三者が代理申請する場合は、別途お問い合わせください。

- ア) 競争力強化支援事業実施計画書（区指定様式）
- イ) 経費内訳書（区指定様式）
- ウ) 助成対象経費の支払いおよび支払日を証する請求書、領収書等の書類
※出願前の申請の場合は、経費内訳が明確にわかる見積書等を必ず提出してください。

エ) (法人) 履歴事項全部証明書

※申請日より3か月以内に発行のものに限る

(個人) 開業届

※開業届がない場合は、「直近の確定申告書（第一表）」で代替可。ただし、電子申告をした場合は、「受信通知（メール詳細）」もあわせて提出すること。

オ) (法人) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書

(個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税証明書または非課税証明書

※居住地用と事業所用

※納税証明書は領収書不可、直近期のものに限る

- カ) 誓約書（区指定様式）
- キ) (共同出願の場合のみ) 宣誓書（区指定様式）
- ク) 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（紙申請の場合のみ）
- ケ) 提出書類チェックシート（紙申請の場合のみ）
- コ) 申請者（担当者でも可）の名刺（紙申請の場合のみ）
- サ) その他必要な資料

(2) 区指定様式の入手について

下記URL「品川区中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/817.html>

(3) 留意事項

①本社が品川区外の場合は、上記に加え、「事業開始等申告書提出済証明書」もご提出ください。

※申請日より3か月以内に発行のものに限る。

※都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの。

- ②申請に必要な書類は、PDF形式にてアップロードください。
- ③提出された書類、参考資料等は返却できません。
- ④電子申請が困難な場合は、別途ご相談ください。
- ⑤提出資料の不備・不足による再提出はマイページから行っていただきます。
また、申請の進捗状況は、マイページで確認することができます。

8 助成金交付決定額について

- (1) 申請総額が区の予算総額を上回った場合、予算額内におさまるよう調整率を設定し交付額を調整します。そのため、交付決定額は申請額より減額される場合があります。また、申請案件すべてが助成対象となるものではありません。
- (2) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査終了後に助成金額が確定します。
- (3) 助成対象事業の内容および助成対象経費が20%以上変更する場合、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければなりません。

9 助成金交付決定後の手続き

- (1) オンライン申請の時にご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする交付決定についてのメール文面に実績報告用URLが記載されています。当該のURLからオンラインで実績報告をいただきます。実績報告の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。
申請を紙で行った方については、実績報告も紙媒体でご提出ください。
- (2) オンラインでの実績報告の際の入力項目
※入力項目は変更になる場合があります。
 - ア) 【法人】法人名
【個人】個人名
 - イ) 【法人】代表者肩書・氏名
【個人】屋号
 - ウ) 郵便番号
 - エ) 住所（市区町村・番地・マンション名等）
 - オ) 助成対象経費額
 - カ) 助成金交付申請額
 - キ) 担当者の氏名および所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）
 - ク) 本助成金振込先口座情報（金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義）
- (3) 実績報告の際に必要な書類（オンラインの場合は添付ください。）
 - ① 収支決算書（区指定様式）
 - ② 取得する特許権に関する資料（特許庁への申請書、受領書等）
 - ③ 経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点。領収書が発行され

ていない場合は振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可)

※出願に係る印紙代については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払ったことがわかる領収書および、特許庁へ提出した書類のうち当該印紙を貼った原本の写しが必要。

④実績報告書（区指定様式）（紙申請の場合のみ）

(4) 実績報告の検査終了後、助成金額を確定いたします。

10 助成金交付決定の取り消し

次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「11 助成金の返還」参照。）

(1) 申請年度の3月末日までに「4 申請要件」に掲げる要件から外れたとき。

(2) 助成金の交付決定に基づく手続及び命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。

11 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

12 その他

助成対象者については、企業名（個人事業者の場合は事業者名）、代表者名、所在地、電話番号、助成金額等をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

13 問い合わせ先

品川区地域振興部 地域産業振興課
中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL：03-5498-6340（直通）

FAX：03-5498-6338

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階